

当院における人生の最終段階における医療・ケアについてのガイドライン

当院では、平成30年3月に厚生省より示された「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」に沿った対応を行うため、入院患者への対応について下記のとおり定める。

1. 基本方針

当院の医療従事者は、患者様に対して適切な情報提供と説明を行い、話し合いを通じて相互理解に努めます。患者様の承諾のもとで、患者様を支えて行かれるご家族にも同様の情報提供と説明を行います。これらにより患者様自身の意思を尊重し、人生の最終段階における患者様においてもご本人の望まれる最適な医療を提供することに常に努力していきます。

2. 人生の最終段階の定義

「人生の最終段階」とは、回復の見込みのない疾患のため、死が避けられない末期の患者様の状態です。回復の見込みのない疾患とは各種悪性腫瘍のみならず、非癌性疾患である臓器障害系疾患（慢性心不全・慢性呼吸器疾患・透析困難等）、神経難病、認知症、多発性脳梗塞など多種多様な疾病を含んでいます。なお、患者様が人生の最終段階にあるという判断には客観性が求められるため、医師・看護師等多職種から構成される医療チームによって判定・確認される必要があります。

3. 人生の最終段階における医療・ケアのあり方

a) 患者様の意思表示がある場合

患者様の意思を所定の書面で確認させて頂いた上で医療チーム担当医と十分に話し合い、合意した上で、患者様が望まれる最善の医療を行います。なお、この場合患者様が拒まない限りご家族にも、患者様が望まれている医療・ケアについて説明します。この場合でも、必要に応じて医療チームが補佐いたします。

b) 患者様の意思が確認できない場合

- ①ご家族様が患者様の意思を推定できる場合には、その推定意思を尊重し、ご家族様との相談の上で、患者様の病態に応じた適切な医療・ケアを提供します。
- ②ご家族等が患者様の意思を推定できない場合には、患者様にとって何が最善であるかについて、患者様に代わる者として家族等と十分に話し合い、患者様にとっての最善の方針を取ることを基本とする。
- ③患者様にご家族様がいない場合、或はご家族様が当院に治療方針を委ねられた場合には、医療チームで十分な検討を行い、各々の患者様にとって最善の方針を決めます。

c) その他

- ①患者様・ご家族様と話し合った内容は、その都度文書（診療録）に記載する。
- ②初回は、入院時に患者様・ご家族様に意思の確認を行うが、「いつでも変更可能である」旨を伝える。
- ③入院期間が長期になる場合は、原則6ヶ月に1度は患者様・ご家族様を交えた場において、確認を行うこととする。

c) その他

- ①患者様・ご家族様と話し合った内容は、その都度文書（診療録）に記載する。
- ②初回は、入院時に患者様・ご家族様に意思の確認を行うが、「いつでも変更可能である」旨を伝える。
- ③入院期間が長期になる場合は、原則6ヶ月に1度は患者様・ご家族様を交えた場において、確認を行うこととする。